

亀岡あゆみデイサービスセンター

(2015年7月8日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0771-25-5840

担当者：波多野 裕介

2 亀岡あゆみデイサービスセンターの概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	亀岡あゆみデイサービスセンター
所在地	京都府亀岡市篠町篠下中筋 45 番地 3
事業者番号	京都府指定第 2 6 7 1 6 0 0 1 1 8 号
送迎対象地域	京都府亀岡市全域

(2) 職員体制 () 内は男性

職種・資格等	常勤	非常勤	計
管理者	1名(1)	0名	1名(1)
生活相談員	2名(1)	0名	2名(1)
看護師・准看護師	1名	2名	3名
介護福祉士	2名(1)	4名	6名(1)
認知症介護実践者等養成研修修了者	2名(1)	0名	2名
機能訓練指導員	1名	0名	1名
作業療法士	0名	(1)名	(1)名
その他	2名	6名(3)	8名(3)

(3) センターの設備等

定員	26名	機能訓練室	1室 111.00 m ²
食堂	1室 90.00 m ²	静養室	1室 54.00 m ²
浴室	一般浴室	相談室	1室 16.00 m ²
	特別浴室	送迎車	6台

(4) 営業日及び営業時間

	単独型
営業日	1月1日～1月3日以外の毎日
サービス時間	午前9時30分～午後4時30分
受付時間	午前8時30分～午後5時

ていきょう

3 提供するサービス内容

しょくじ

(1) 食事

- ・ 当事業所では、献立表による栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のために離床して食堂(多目的ホールとは別です)にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) : 正午頃 ～ 13 時頃

にゆうよく

(2) 入浴

- ・ 入浴、又は清拭を行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

はいせつ

(3) 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した介助を行います。

(4) 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

4 サービス利用料金

(1) 基本単位

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの利用単位	656	775	898	1,021	1,144

その他の単位

<input type="checkbox"/> 入浴介助加算	50 単位
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算（Ⅰ）	46 単位
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算（Ⅱ）	56 単位
<input type="checkbox"/> 認知症加算	60 単位
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	60 単位
<input type="checkbox"/> サービス提供体制加算（Ⅰ）	18 単位

(2) 1日あたりの利用料金（*1ヶ月を4週として）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（①下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

① ご契約者の要介護度とサービス単位 【 要介護 】	単位
② 加算合計	
<input type="checkbox"/> 入浴介助加算	50 単位
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算 [<input type="checkbox"/> Ⅰ：46 単位 <input type="checkbox"/> Ⅱ：56 単位]	
<input type="checkbox"/> 認知症加算	60 単位
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	60 単位
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位
③ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）4.0%：（①+②×0.04）	単位
④ 合計（①+②+③）	単位
⑤ 合計金額（単位=10.27円）	円
⑥ ご契約者負担（⑤の <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割）	円
⑦ <input type="checkbox"/> 昼食代金：440円 <input type="checkbox"/> おやつ代金：100円 <input type="checkbox"/> 喫茶代金：100円	円
⑧ 1回あたりのサービス利用料金（⑥+⑦）	円
⑨ 1ヶ月あたりのサービス利用料金（月 回として）	円

☆ご契約者がまだ^{ようかいごにんてい}要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から^{しょうかんばら}払い戻されます。(償還払い)

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ **介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更となります。**

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① **食事の提供 (^{しょくじていきょうひ}食事提供費)**

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食代 : 1回あたり 440円

おやつ代 : 1回あたり 100円

喫茶代 : 1回あたり 100円

② **通常^{つうじょう}の事業実施区域^{じぎょうじっしゅくいきがい}外^{そうげい}への送迎**

通常^{つうじょう}の事業実施地域^{じぎょうじっしゅくいきがい}以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

片道 10キロ以上 15キロ未満 500円

片道 15キロ以上 30キロ未満 1,000円

③ **選択レクリエーション**

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

外食や買い物に行く際^{さい}の代金^{だいじん}の実費^{じつひ}をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、**写真を必要とする場合には実費をご負担いただきます。**

1枚につき 50円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ：当施設でお貸ししたおむつについては、後日おむつ（現物）で返却をお願いいたします。

衣類：当施設でお貸しした衣類については、後日、洗濯をして返却をお願いいたします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

5 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- ・毎月、10日までに**前月分の請求**をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、次月領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、**郵便局振込、郵便局口座自動引き落とし**の**2通り**の中からご契約の際に選べます。（後日、変更しても結構です。）

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、**通所介護計画**を作成して、サービスの提供を開始します。

*** 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。**

(2) サービスの終了

① [ご契約者のご都合でサービスを終了する場合]

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

[当事業所の都合でサービスを終了する場合]

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

② 自動終了

以下の場合は、そうほうぶんしょ双方文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ かいごほけんしせつなどご契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ ようかいごにんていくぶん介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が
ひがいとう じりつ にんてい非該当（自立と認定された場合）
- ・ ひほけんしゃしかく そうしつご契約者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、しゅひぎむ守秘義務に
はん反した場合、ご契約者やご家族様などに対してしゃかいつうねん いっだつ社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ ちえんご契約者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、さいこく料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合、またはご契約者やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約をけいぞく がた はいしんこうい継続し難しいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

7 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

***原則的に、事前に居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）にご相談ください。**

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申しをされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食 費 640 円

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

- ・ **事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。**

- ・ **飲食物・金銭等の持ち込みは原則的にお断りしております。**

- ・ **携帯電話の持ち込みは原則的にお断りしております。**

(2) その他

- ・ 契約者は、新規利用及び心身の状況の変化等ある場合は、主治医に情報提供書（又は診断書）を依頼し、事業所に提出して頂きます。
- ・ 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

9 緊急時の対応（別紙参照）

- ・ 緊急（事故）の対応（契約書第9条参照）

① 発見時（周囲の状況観察と同時に傷病者の観察）

② 意識の確認

③ 協力者を得る

→ **看護** → 呼吸・脈拍確認 → 経過観察（体位、保温等）

→ **連絡者** → **通報連絡** → **介護者**・**主治医**・**救急**

④ 搬送

10 サービスの内容に関する苦情窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

[主任生活相談員] **波多野 裕介**（電話番号:25-5840）

（上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。）

- 受付時間 午前 9:00 ～ 午後 5:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市・市役所 高齢福祉課	所在地 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所1階 電話番号 (0771) 25-5182
京都府社会福祉協議会 運営委員会	電話番号 (075) 252-2152

(3) ^{だいさんしゃいいん} 第三者委員 (事業所に直接言いにくい苦情の窓口)

○第三者委員

^{しかた たもつ}

四方 保

(電話番号 : 23-3181)

^{なかがわ ゆきお}

中川 征男

(電話番号 : 24-1505)

11 法人及び当事業所の概要

(1) 法人名 社会福祉法人 倣 襄 会 (ほうじょうかい)

(2) 法人所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋45番地の1

(3) 代表者氏名 理事長 井内 邦典

(4) 電話番号 0771-24-6770

(5) 設立年月日 昭和58年3月15日

(6) 定款に定められた事業

第2種社会福祉事業

ア) 保育所

亀岡あゆみ保育園

亀岡あゆみ保育園馬堀駅前分園

イ) 老人デイサービスセンター

亀岡あゆみデイサービスセンター

あゆみの家

公益事業

① 居宅介護支援事業

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

② 地域包括支援センター

亀岡市地域包括支援センター あゆみ

(7) 事業所の種類 指定通所介護事業所

(8) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご契約者に対し、通所介護サービスを提供します。

- (9) 事業所名称 亀岡あゆみデイサービスセンター
- (10) 事業所の所在地 亀岡市篠町篠下中筋 45 番地の 3
- (11) 電話番号 0771-25-5840
- (12) 事業所長(管理者) 氏名 荻原 理
- (13) 運営方針
- ① 事業者は健全な運営に努め、契約者の意志及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努め、明るく楽しい事業所で契約者が安心して利用できる活気ある事業所を目指す。
 - ② 事業所と保育園の複合施設として高齢者と子ども達との相互交流のなかで共に生き、支え合う社会実現を目指す。
 - ③ 事業所は、他の運営に当たって、地域や家庭との結び付きを重視し関係政機関、他の居宅サービス事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。
- (14) 開設年月 平成 11 年 9 月 1 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、介護報酬の自己負担以外のその他の利用料の支払いについても説明しました。

亀岡あゆみデイサービスセンター

説 明 者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスの提供開始について重要事項の説明を受け、サービス利用及び支払について同意しました。

契約者住所

氏 名 印

署名代行者住所

氏 名 印

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。